

マスメディア集中排除原則について

平成18年3月28日

マスメディア集中排除原則の緩和に関する論点について



検討事項	論点	その他の検討の視点
<放送に係る経営環境の変化への対応>		
1 放送事業者の経営形態の在り方	○ 放送事業者の自立性(番組編集の自由等)や地域性(地域情報の提供等)の確保と、グループ全体としての経営基盤強化という二つの要請の両立を可能とする経営の選択肢の在り方。 【検討事項例】 ー 現行の契約によるネットワーク系列の在り方 ー 純粋持株会社や事業持株会社によるグループ経営の在り方 等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に想定される持株会社の形態 ・ マスメディア集中排除原則の特例の定め方 ・ 子会社とする放送事業者の範囲 ・ 外資規制との関係 ・ 当該持株会社の適格性の確保の在り方 等 	○ 多額のデジタル化投資を要するローカル局の経営基盤の強化 ○ グループ連結経営を可能とすることによる放送事業の効率化と国際競争力の強化
2 放送事業者の業務範囲の在り方		
(1) BSデジタル放送と地上放送の兼営の可否	○ BSデジタル放送を取り巻く厳しい経営状況に照らし、同放送と地上放送との兼営要望が出されているが、その是非。	○ 同上(事業者の経営基盤強化を通じた番組の充実等)
(2) FMとテレビの兼営の可否	○ 一の者によるテレビとラジオの兼営が禁止されている中で、AMとテレビは歴史的経緯から兼営が認められているが、同様に、FMとテレビの兼営を認めることの是非。	○ 規制の統一性・整合性の確保
(3) 三事業「支配」の基準の明確化	○ 同一地域でテレビ・AMラジオ・新聞を同時に支配することは原則禁止・例外許容とされているが、その例外の範囲を明確化することの是非。	○ 規制の透明性の向上
3 衛星放送ビジネスの在り方	○ 衛星放送分野において、視聴者ニーズに迅速に対応し、通信・放送融合時代にふさわしい、総合的なビジネスモデルを選択可能とする観点から、CS放送に関し、プラットフォーム機能と相当数のチャンネルを併せ保有する形態を認め、マスメディア集中排除原則を緩和することの是非。	○ 視聴者サービスの向上や事業者の経営基盤強化 ○ CS放送とケーブルテレビとの間など、プラットフォーム間における競争促進と市場の活性化



マスメディア集中排除原則の概要①

放送法第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務の 認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務 を行おうとする者

マスメディア集中排除原則の概要②



	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン 放送
				衛星系	有線系	
	一の者が支配可能な放送事業者の数を制限					
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
中継器による制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○放送対象地域が重複する場合、AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 		<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において <ul style="list-style-type: none"> ・他にを行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 【支配の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超

注1: 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2: 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者

諸外国のマスメディア集中排除原則



- ・ 欧米諸国でも、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが堅持されている
- ・ 近年、主要先進国においては、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
免許の概要	地域免許 マスメディア集中排除は、全国210の地域(DMA)ごとに管理(約1,400局の放送局が存在)	Channel 5 は全国免許 Channel 3 は地域ごとの15の免許及び1の全国免許(合計16局の免許付与)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)	16の州ごとに免許(全国で放送が可能) (地上アナログ放送は公共放送のみ、地上デジタル放送はベルリンでは12チャンネルが存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送11局のテレビ局が存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送4局はいずれも公共放送)
地域所有規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可 ・ 8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Channel 3 について、地方紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり ・ 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広いメディア関連事業の市場(SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の100分の30超の保有禁止 ・ 売上額が全放送事業者の売上額の100分の33超となる相互兼営禁止 ・ 新聞社等による総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の所有禁止
全国所有規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4大ネットワーク間の合併禁止 ・ 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Channel 3 について、全国紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止 ・ 1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止 等 			等

マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯



マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている

地上波

- S63年9月**
 - ◎放送局の開設の根本的基準(省令)に集中排除規定を創設
 - ・支配の基準は議決権の1/10超、役員1/5以上、代表権を有する役員・常勤役員との兼職
 - ・テレビと中波との兼営は可能
- H7年3月**
 - ・放送対象地域が重複しない場合の支配の基準を議決権の1/5以上に緩和
- H4年1月**
 - ◎コミュニティ放送開始
 - ・同一市町村内における複数支配を可能
- H16年3月**
 - ・隣接7地域内の連携について、支配の基準を議決権の1/3以上に緩和
 - ・放送対象地域のすべてが、そのうちいずれか1つの放送対象地域に隣接している場合等について、議決権保有制限等の適用除外(合併まで可能)

BSデジタル

- H10年6月**
 - ◎BSデジタルに適用
 - ・支配の基準は議決権の1/3以上
 - ・テレビ22/48中継器以内、超短波1/48中継器以内、合計1/2中継器以内
- H11年10月**
 - ・データ放送3/48中継器以内
- H11年11月**
 - ・テレビ24/48中継器まで、超短波2/48中継器までに緩和
- H15年1月**
 - ・2.6Ghz帯衛星デジタル音声放送を適用除外
- H15年6月**
 - ・地上波事業者からの支配の基準を議決権の1/2超に緩和

衛星

- H元年10月**
 - ◎受委託制度導入に伴う規定整備(CSアナログ)
- H8年2月**
 - ◎CSデジタルに適用
 - ・テレビ12番組かつ2中継器以内、超短波100番組かつ1中継器以内、データ1中継器以内、合計2中継器以内
- H10年3月**
 - ・支配の基準を議決権の1/3以上に緩和
 - ・テレビ4中継器以内、超短波1中継器以内、データ1中継器以内、合計4中継器以内に緩和(保有番組数による制限を廃止)
- H10年10月**
 - ・CSアナログ(テレビジョン)関係規定廃止
- H11年11月**
 - ・超短波2中継器までに緩和
- H12年9月**
 - ◎110度CSデジタルに適用
 - ・BS放送は、テレビ3中継器以内(超短波2中継器以内、データ放送1中継器以内)
- H15年1月**
 - ・CSアナログ関係規定廃止

受委託によるCS

衛星役務利用放送

- H14年1月**
 - ・地上放送事業者は衛星役務利用放送とCS放送を合わせて4中継器以内(グループ全体で6中継器以内)、BS事業者は6中継器以内(グループ全体で9中継器以内)、その他の者は8中継器以内(グループ全体で12中継器以内)
 - ・支配の基準は議決権の1/3以上

CATV

有線役務利用放送

- H14年1月**
 - ・地上放送事業者の放送対象地域と、当該登録に係る業務区域とが重複しないこと
 - ・支配の基準は議決権の1/10超(ただし、役務事業者に対する支配の基準は議決権の1/3以上)